

体育館・多目的の利用について

- 1 責任者が責任をもって後始末をします。
 - ①戸締り
 - ②フローア-・小部屋の清掃
 - ③ゴミの処理
 - ④使用後の消灯
 - ⑤時間の厳守
 - ⑥体育館はシューズの使用～体育館シューズ以外で利用しないようにお願いします。
- 2 各団体とも、お互いに譲り合い、助け合って使用します。
- 3 体育館・多目的での飲食は原則禁止します。火の元にも注意をお願いいたします。
- 4 用具・設備の破損・損傷は学校に連絡をして速やかに復元します。
- 5 学校行事実施日は、児童の学習のため体育館・多目的使用を優先します。また、急な教育活動実施が生じた場合にも、同様とします。使用優先順位は次のようにします。
 - ①学校行事
 - ②PTA行事
 - ③児童活動
 - ④その他団体の使用

(使用日程を決めた後で上記の理由により変更する場合は、当事者と速やかに協議・連絡をして変更をします。)

入学式・卒業式・運動会等は準備のため、優先的に数日間使用中止とします。

学校行事等で使用中止の際はお知らせします。
- 6 各部の責任者が代わった場合は、学校に連絡をします。
- 7 その他体育館使用についての問題が起きた場合は、学校長が判断し話し合いで決めます。
- 8 長期にわたって使用を中止する場合は、学校に鍵を返します。
- 9 使用申請については、16時以降と火曜・金曜の午後の14時～15時は、受付担当者がいないので避けて下さい。
- 10 体育館の使用申請(3枚複写)は、担当者のもとでご記入され、電気代の入金を合わせてお願いします。
- 11 体育設備の使用料は、「中津市立学校体育施設の開放に関する説明」を参照してください。
- 12 体育館・多目的ホールは、ワックス代・モップ代として、各団体2,000円(年度内)を納入してください。(4月中)